

一、労働者...
 二、労働者...
 三、労働者...
 四、労働者...
 五、労働者...
 六、労働者...
 七、労働者...
 八、労働者...
 九、労働者...
 十、労働者...

従来七時迄二歩であるのを三歩とせられたし
 2、皆勤賞制度の件
 イ、無欠勤無遅刻者に對し三人分を支給せられたし
 ロ、十四人勤勞爲したる者に對し二人分を支給せられたし
 ハ、十三人勤勞爲したる者に對し一人分を支給せられたし
 3、以上各項の要求を容れられざる場合は著等の辭職を許可ありたし
 解決條件・1、物價騰貴手當として左記により支給す
 日收四二〇一四三〇 二一錢
 三九〇一四一八 二〇錢
 三七〇一三三八 一九錢
 三三八一三六八 一七錢
 三八五一三〇〇 一五錢
 三〇〇一三六五 一錢
 一六〇一三九五 八錢
 2、皆勤賞制の件
 従來の皆勤賞制度は半月計算にて九時迄の殘業者